

# 新宿区小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業取扱要領

19 新健予保福第 841 号 平成 20 年 2 月 14 日 部長決定

## 1 目的

この取扱要領は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱（平成 20 年 2 月 14 日付 19 新健予保福第 840 号健康部長決定。以下「要綱」という。）に基づき、新宿区が実施する小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るために必要な細目を定めるものとする。

## 2 給付の対象者

給付の対象者については、要綱第 2 に定めるところであるが、次の各号に該当する場合は、その対象者から除外する。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による同様の施策の対象者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 6 号に基づく日常生活用具給付事業又は貸与事業の対象者

ウ 現に医療機関等に入院中又は入所中の者。ただし、用具の給付により退院若しくは退所が可能となる者又は入院若しくは入所が短期間である者又は要綱第 2 の別表「種目」に掲げる頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）を在宅以外（入院中又は施設入所中）で必要とする者は、この限りでない。

エ 自己の所有に係る家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者から給付等の物品の設置につき承諾を得られない者

オ 要綱別表「種目」の欄に掲げる用具を現に有している者

## 3 給付の申請

(1) 用具の給付を希望する小児慢性特定疾病児童等の保護者は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて新宿区長（以下「区長」という。）に提出すること。

ア 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

イ 用具の見積書

ウ 対象者の扶養義務者の区市町村民税の課税額を証明する書類または同意書（別記第 9 号様式）

(2) 保護者が「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」又は「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」に該当する場合は、誓約書（別記第 8 号様式）に保護者・子の戸籍謄本もしくは戸籍全部事項証明書を添えて区長に提出すること。

#### 4 用具の給付

(1) 区長は、申請書による審査のほか、当該小児慢性特定疾病児童等及び保護者の経済状況、身体状況、家屋環境及び住宅環境等を実地に調査し、調査票（別記第 2 号様式）等に基づき用具の給付を行うかどうか決定すること。

(2) 区長は、用具の給付を行うことを決定したときは、日常生活用具給付券（別記第 3 号様式）及び日常生活用具給付決定通知書（別記第 4 号様式）を当該小児慢性特定疾病児童等の保護者に、日常生活用具給付委託通知書（別記第 5 号様式）を用具を納入する当該委託業者にそれぞれ交付すること。

また、申請を却下することを決定したときは、日常生活用具給付却下決定通知書（別記第 6 号様式）を当該小児慢性特定疾病児童等の保護者に交付すること。

(3) 区長は、用具の給付を行うことを決定したときは、当該小児慢性特定疾病児童等の保護者に対して本制度の趣旨、給付の条件等を十分説明するとともに、給付後もその適正な使用及び管理が図られるよう家庭訪問等により指導の万全を期すこと。

(4) 用具の給付は、一世帯当たり同一種目一件とする。

ただし、区長が必要と認める場合にはこの限りではない。

(5) 小児慢性特定疾病児童等の保護者は、当該用具の引渡しの日、用具を納入する業者に「日常生活用具給付券」を提出するとともに、支払うこととされた額を支払わなければならない。

#### 5 費用の支払

給付の対象となる小児慢性特定疾病児童等の保護者が支払わなければならない費用については、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 用具購入額が要綱別表「基準額」の欄に掲げる額を超えたときの当該用具購入額から当該「基準額」の欄に掲げる額を除いた額

(2) 別表「徴収基準額表」に定める区分に応じた利用者負担額

#### 6 給付の種目の内容

給付の種目の内容及び基準については、要綱別表に定めることによる。

#### 7 費用の請求

用具を納入した業者が公費負担分を請求する場合には、日常生活用具給付券を添付して、区長に請求すること。

#### 8 給付物件の管理

(1) 区長は、用具の給付の対象となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対し、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはな

らない旨指導すること。

- (2) 用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者は、用具の使用には最善の注意をもって維持、管理しなければならない。
- (3) 用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者は、当該用具を破損又は滅失したときは、直ちに区長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- (4) 区長は、用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者が、前記(2)による注意を怠って用具を破損等した場合に、再給付を留保することができる。
- (5) 区長は、用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者が、前記(1)に反した場合には、改善命令を行うことができる。
- (6) 区長は、用具の給付を受けた小児慢性特定疾病児童等の保護者が、前記(5)の命令に従わない場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

## 9 給付台帳の整備

区長は、用具の給付の状況等を明確にするため、日常生活用具給付台帳（別記第7号様式）を整備しておくこと。

附則（平成20年2月14日付、19新健予保福第841号部長決定）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成20年7月1日付、20新健保保福第320号部長決定）

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附則（平成21年9月2日付、21新健保保第230号部長決定）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年9月7日付、23新健保保第344号部長決定）

この要領は、平成23年9月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月30日付、23新健保保第808号部長決定）

この要領は、平成24年3月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則（平成25年7月5日付、25新健保保第164号部長決定）

この要領は、平成25年7月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則（平成26年7月25日付、26新健保保第157号部長決定）

この要領は、平成26年7月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則（平成27年6月30日付、27新健保保第150号部長決定）

この要領は、平成27年6月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成29年9月17日付、29新健保保第335号部長決定）

この要領は、平成29年9月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則（平成29年9月17日付、29新健保保第335号部長決定）

この要領は、平成 29 年 9 月 17 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年 11 月 28 日付、30 新健保保第 470 号部長決定）

この要領は、平成 30 年 11 月 28 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

附則（平成 30 年 12 月 21 日付、30 新健保保第 号部長決定）

この要領は、平成 30 年 12 月 21 日から施行し、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

附則（令和元年 7 月 1 日付、31 新健保保第 5230 号課長決定）

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附則（令和元年 11 月 8 日付、31 新健保保第 5537 号部長決定）

この要領は、令和元年 11 月 8 日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附則（令和 2 年 4 月 1 日付、2 新健保保第 3 号部長決定）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 2 年 9 月 3 日付、2 新健保保第 318 号部長決定）

この要領は、令和 2 年 9 月 4 日から施行する。